「高等教育をのぞむすべての人に
－高等教育の無償化の歴史と論理」

２０２５．１１．２９

姉崎洋一
北海道高等教育研究所共同代表
北海道大学名誉教授

高等教育をのぞむすべての人に－高等教育の無償化の歴史と論理

今日の話のアウトライン

1，世界の高等教育政策

高等教育人口の拡大ー二つの流れ

①人生に必要な学びの拡大ー人権と機会均等に根ざした地球時代の教養と専門性の高度化

②知的基盤経済のための人材開発ー新自由主義的高等教育政策

Ｃｆ，日本の公的投資抑制と私費負担の特殊性

2，高等教育無償化と機会均等課題

①国連人権規約（社会権規約）13条＝「漸進的無償化」への現段階

後期中等教育段階まで進展したが、高等教育は未だ進んでいない。

②高等教育の機会均等をめぐる政策的対立点

・機会均等法（「大学等の就学の支援に関する法律」（２０１９年可決、２０２０年４月１日施行）の問題点

・大学の分断・国民的窮迫と進学要求の深刻な矛盾

３，学費無償化を目指す運動と奨学金問題

憲法26条の限界を超えるために一憲法13条、25条の精神を適用させる。

私学の財政危機と国立大学の学費値上げ

学生の学費値上げ反対運動と要求

1, Modern Higher Education is New in Emerging Nations（近代高等教育の発展を支える新たな諸国民の動き）　cf、高等教育は1000年の歴史を持つ。

1000

Number of years in continuous existence of an institution of higher learning in a country

0

- Italy (1088)
- France (1200) UK (1200) Spain (1218) Portugal (1290)
- Czech (1348) Poland (1364) Austria (1365) Germany (1386)
- Belgium (1425) Turkey(1453) Switzerland (1460) Sweden (1477) Denmark (1479)
- Mexico (1551) Netherlands (1575) Lithuania (1579) Ireland (1592)
- Philippines (1611) Argentina (1613) Colombia (1623) Estonia (1632) Hungary (1635) USA (1636) Finland (1640) Canada (1663)
- Venezuela (1721) Russia (1724)
- Norway (1811) south Africa (1829) Costa Rica (1832) Greece (1836) Chile (1843) Indonesia (1849) Uruguay(1849) Australia(1850) India (1857) Japan (1858) Romania (1864) Lebanon (1866) New Zealand (1869) Sri Lanka (1870) South Korea (1885) China (1895) Taiwan (1896)
- Malaysia (1904) Singapore (1905) Egypt(1908) Hong Kong (1911) Peru (1917) Thailand (1917) Israel (1918) Slovenia(1919) Brazil (1920) Bangladesh (1921) Pakistan (1921) Iran (1934) Kazakhstan (1934) Saudi Arabia (1957) UAE (1976)

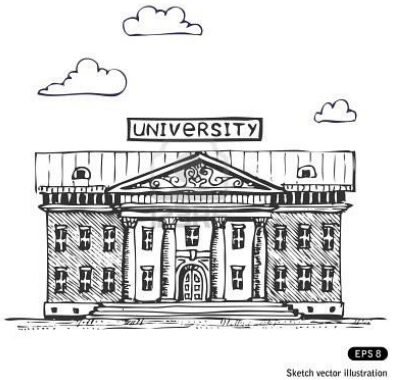

1000 AD　**Year of Incorporation**　2000 AD

Seeram Ramakrishna, Author of The Changing Face of Innovation; National University of Singapore; www.gc-sherie.org　*seeram@nus.edu.sg*

Global Higher Education

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

NOW

~ 32% age cohort enrolled in higher education

~ one third of global higher education enrollment is in private sector

今はさらに進展

2011年

2000

19% age cohort enrolled in higher education

19th Century

Less than 1% age cohort in higher education

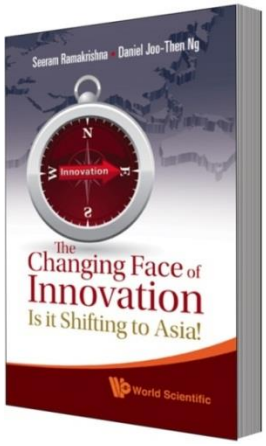

Changing Face of Innovation : Is it Shifting to Asia? Seeram Ramakrishna, World Scientific Publishers

Global Higher Education

150 million students　1億5千万人の学生

20,000 universities/IHLs　2万の大学数

High Income Nations: 高所得国民（国家）

From mass higher education to universal access

マス段階の高等教育からユニバーサルアクセス段階へ

Emerging Nations:　途上国

Pursuing mass higher education　マス高等教育の追求

Widening access to tertiary education　第三段階教育への機会の拡大

CHALLENGES TO ASIAN HIGHER EDUCATION IN 21ST CENTURY【現時点２０２５年のデータではない。２０１１）

- **Over expansion of higher education（東アジア地域）**
  - **2305 post secondary higher education institutions in China**
  - **726 universities and 488 junior colleges in Japan**
  - **201 universities in Korea**
  - **160 universities in Taiwan**
  - **15 in Hong Kong (9/6)**
  - **12 in Macau(4/8)**
- **Private universities outnumber public universities (except China) 私立大学の数が国公立大学を上回る**
- **Declining birth rate 出生率の低下**
  - **three are below 1.5　1.5以下が3カ国**
- **Declining financial governmental support　国の財政的支援の衰弱**

STUDENT CHALLENGES
人生に必要な学びの拡大ー人権と機会均等に根ざした地球時代の教養と専門性の高度化

- Higher education costs increasing　高等教育費の高騰
- Number of students increasing　学生数の増加
- Number of international students increasing　留学生の増加
- More universities actively recruiting　大学の学生勧誘の活発化
- Flooded with information　情報の洪水
- Employers increasingly dissatisfied with graduate skills　雇用者は大学卒業生の技能技術に満足しなくなっている
- Need for discernment　判断識別力の必要
- Need for navigation tools　知識誘導道具の必要
- Cf.佐藤学『第四次産業革命と教育の未来』2021、岩波ブックレット

ランキング文化の進展

2003
Shanghai Rankings published
2004
QS (initially with THES) and Webometrics Rankings launched
2005
Employer component added to QS ranking
2007
HEEACT ranking published for the first time
2009
QS University Rankings: Asia launched
2010
URAP rankings begin
2010
Times Higher Education go their own way
October 2011
QS University Rankings: Latin America launch
February 2012
QS Best Student Cities published
June 2012
Improved subject tables extended to embrace 29 disciplines

INSTITUTIONS IN TOP 200 (2011)

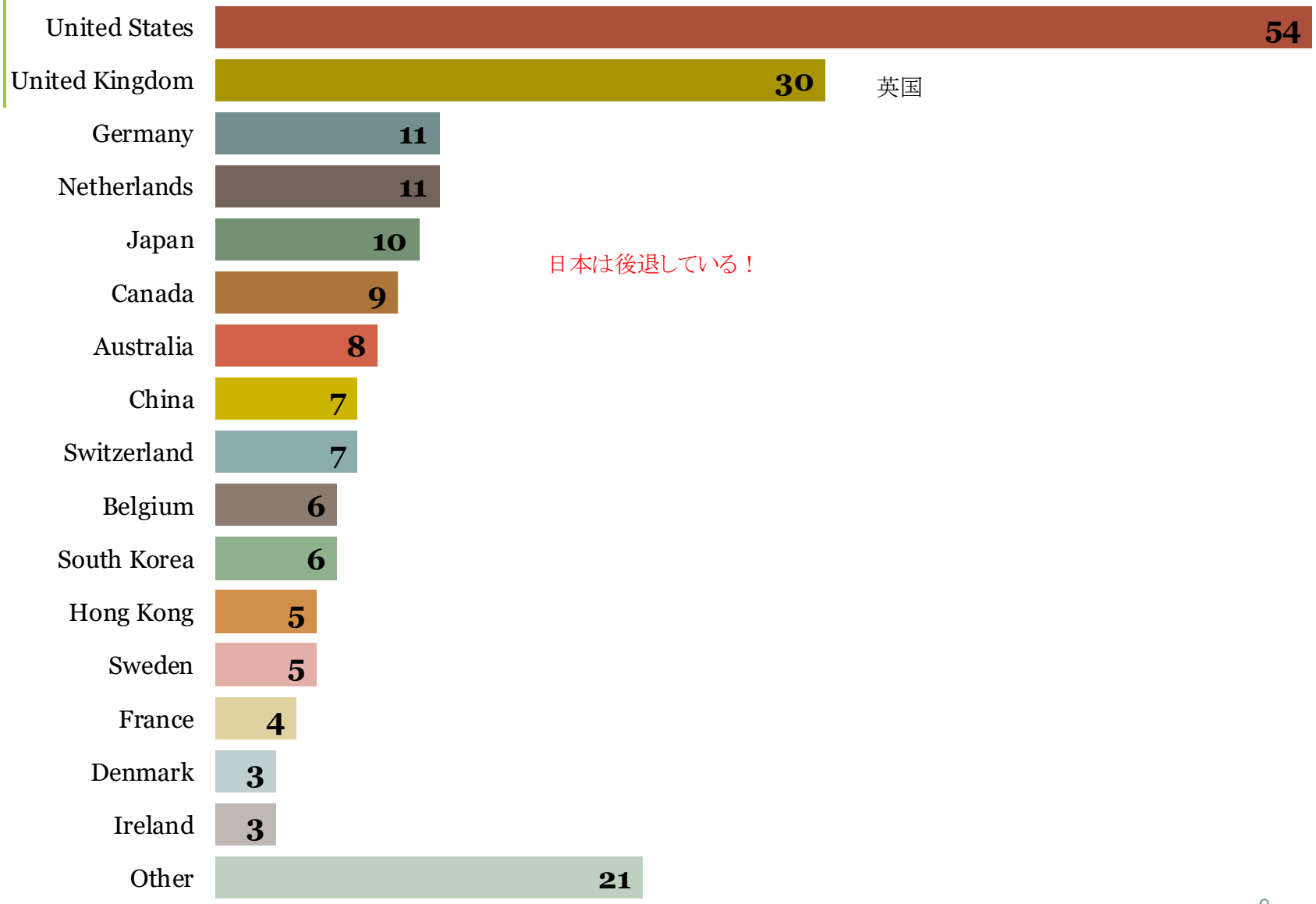

高等教育の目的をめぐるディレンマ

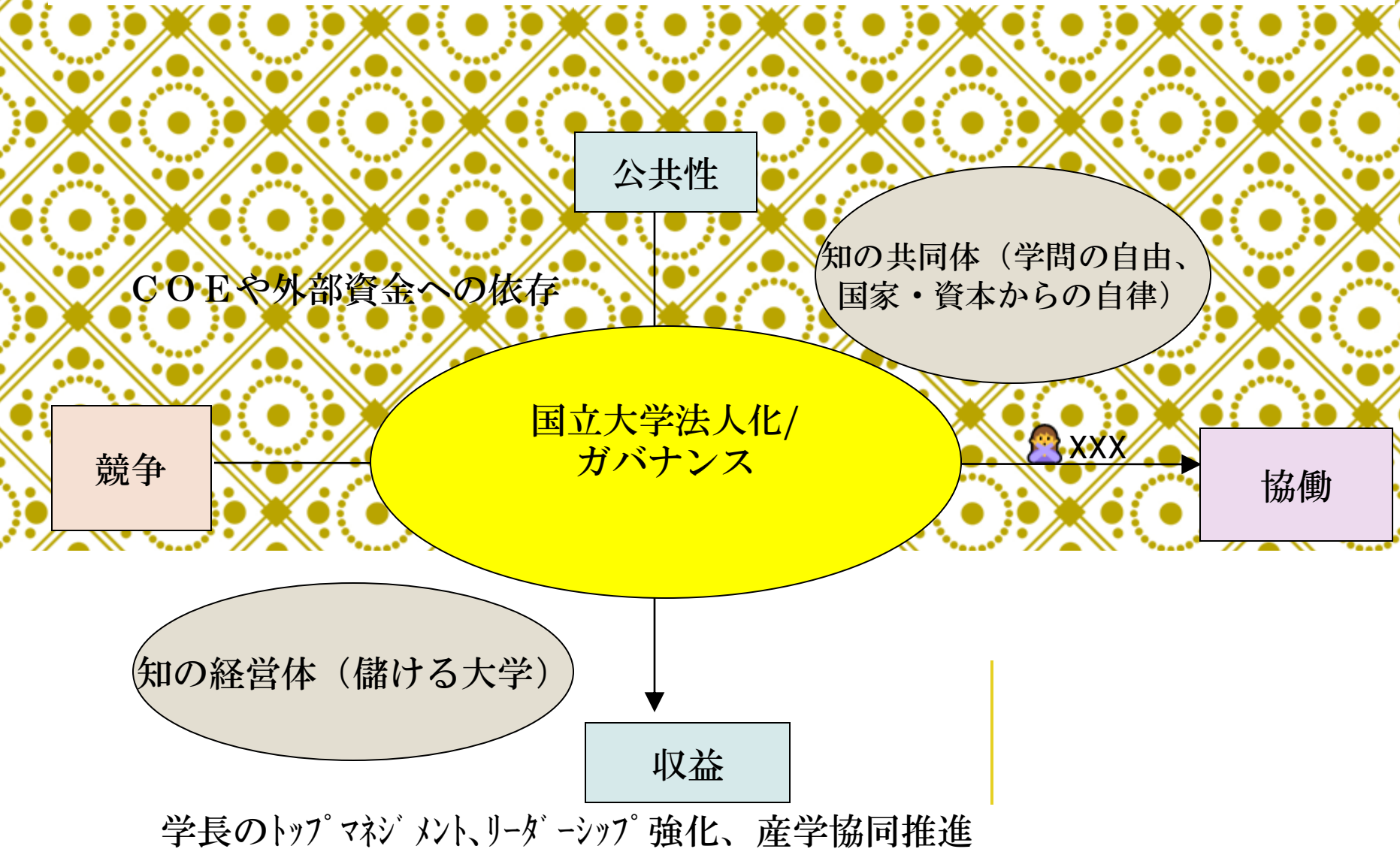

学長のﾄｯﾌﾟﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ、ﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟ強化、産学協同推進

日本が目指す米国大学像の歪み（知的基盤経済のための人材開発ー新自由主義的高等教育政策）

- ＜知識のパトロネッジと大学＞
- 企業、リサーチパーク、バイオベンチャー→プライベートサイエンス(1993年頃から使われる）
- ベンチャーキャピタル投資（バイオ、医療・健康、半導体・・）→市場の中の大学、
- 企業組織としての大学「チームのヘッドをつとめる研究統括者はプロジェクトを作り管理し、グループの研究者をまとめ、研究成果を外部に発信して、研究市場で勝ち残ることで、外部資金の獲得に責任を持つ経営者のような役割を担う」（ハーバード大、イエール大、スタンフォード大、など）
- 大学基金：ハーバード3兆5千億円(2008）、スタンフォード１兆6千億円(2008）、イエール（2兆2千億円（2008）リミッテッドパートナーシップの影響
- 日本の変化→i)国際卓越研究大学、大学ファンド
- li)公的投資の抑制（競争による淘汰）
- iii)「社会」への貢献 （軍事研究、地域創生）

国際卓越研究大学の問題点

「国際卓越研究大学のしくみは、まず政府が科学技術・イノベーション計画と整合する「基本方針」を策定し、国際卓越研究大学を「認定」する。「認定」された国際卓越研究大学の設置者（大学ではない）に「計画」を策定させ、その進捗状況を「監視」し、ときに「援助」を行うというものである。これら一連のプロセスの随所において、文部科学大臣には総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）からの意見聴取や内閣総理大臣・財務大臣らとの協議が義務づけられている。このようなしくみにより、政権は大学に対して公然と、かつ強力に圧力をかけ、「改革」を行わせることが可能となる。

政府はこれまで、国際卓越研究大学に対して10兆円規模の大学ファンドから助成を行うと喧伝してきた。しかし、大学に対する助成は株式の運用益が一定額を超えた場合に限られるため確実ではない。一方、国際卓越研究大学に「年3%の事業成長」の目標を課すとしている。大学は「稼ぐため」に、授業料の値上げ、収入増につながらない分野の切り捨て、他大学との統合を含めた組織再編、果ては軍事研究への応募など手段を選ばなくなるだろう。政府は国際卓越研究大学となる国立大学法人には経営方針の決定や学長を選考する権限を持つ「最高意思決定機関」を置く方針である。構成員の過半数（もしくは半数）を学外者が占めるとされるこの組織が研究・教育の現場の意思を反映した経営方針を立てることができるかは心許ない。

国際卓越研究大学が始動すれば、「稼げる大学」とそうでない大学との格差、「稼げる分野」とそうでない分野との格差が拡大する。金銭的な価値基準による学問分野の選別、序列化が進行することは避けられない。また、学術研究と高等教育の機会の格差が地域間で拡大することも懸念される。さらに、「稼げる大学」となるための「ガバナンス改革」が標準とされ、自治により学問の自由を擁護するという大学の使命を果たすことはいっそう困難になるだろう。」

（日本科学者会議北海道支部常任幹事会「声明　重大な問題点をもつ国際卓越研究大学法」（2022年6月8日 https://jsa.gr.jp/d/statement/20220608_hokkaido）

米国の競争的研究大学文化の根源（大学の目的のゆがみ）

- １）知識の所有・特許・ビジネスとしての研究教育
- 1980年　バイドール法（大学発の先端技術を特許化、知識の囲い込み）
- 生命はだれのものか？
- チャクラバテイ判決（1980)ﾁｬｸﾗﾊﾞﾃｲが原油を分解する能力をもつバクテリア（ｽｰﾄﾞﾓﾅｽ）を発明し特許を申請(1972）
- 国家と企業による囲い込み（遺伝子特許をめぐる論争）
- ２）Dual use論の横行＝大学における軍事研究の容認

教育機会の歴史的発展（高等教育無償化と機会均等課題）

エリート段階

１９６０　年

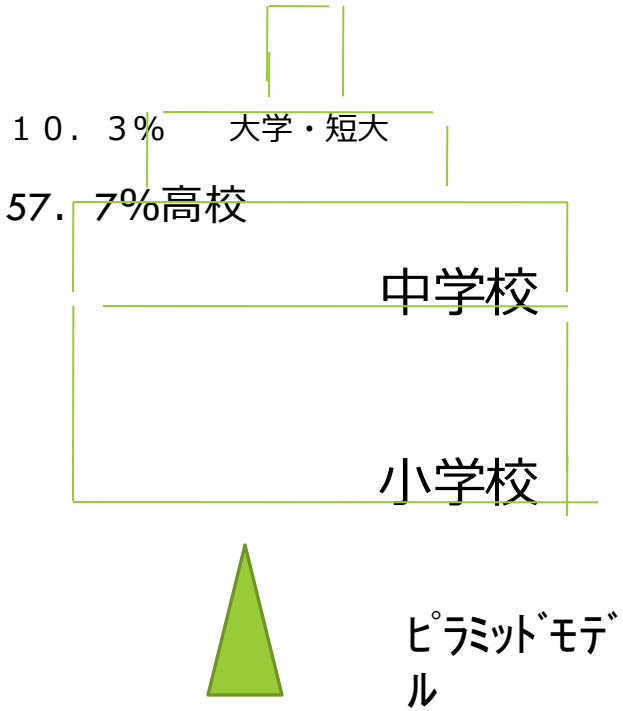

ユニバーサル段階

2023年

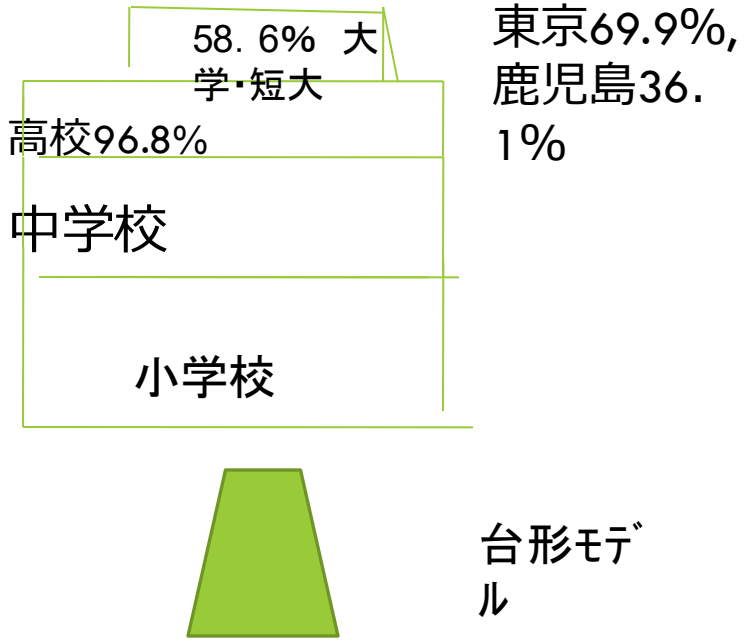

学校システムにおける接続関係（ARTICULATION)＝エリートと大衆の分断 →入試の果たす選抜機能（東アジアの固有性、CF,欧州は資格社会、職業資格重視）

単線系・梯子形

- 大学院　博士後期　学教法１０３条
- 入試・選抜
- 大学院修士・博士前期　学教法９９条・１０３条
- 入試・選抜
- 学部　学教法　８３条
- 入試・選抜
- 高校　中等教育学校　学教法５０条 ６３条
- 入試・選抜
- 中学校　中等教育学校　学教法３５条　６３条
- 小学校　義務教育学校　学教法１７条　27条、49条の２

各学校システムの目的規定

・学教法８３条：大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

２，大学はその目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

８３条の２　専門職大学

・学教法９７条：大学には大学院を置くことができる。

・９９条：大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする。

・②大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

③　専門職大学院

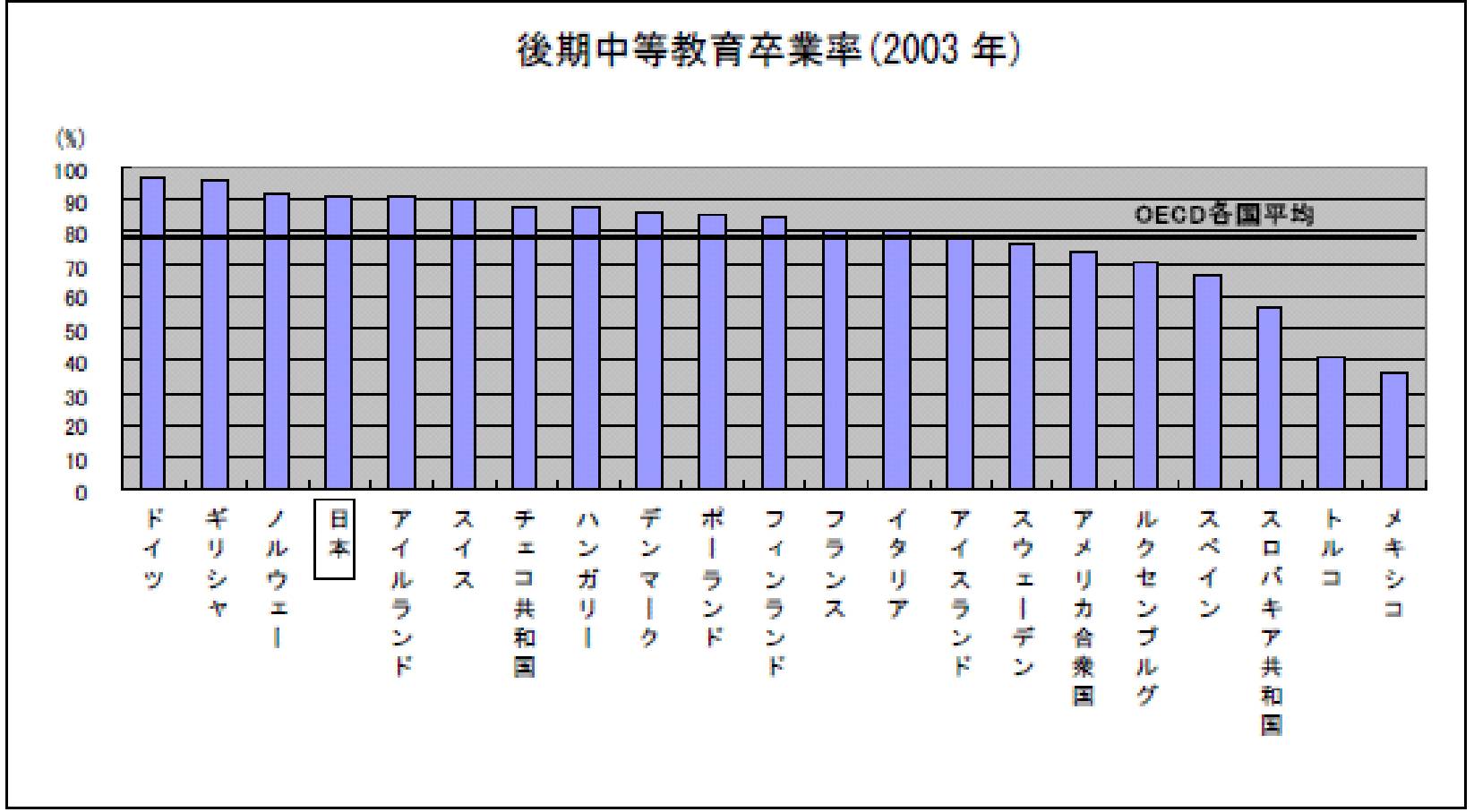

後期中等教育卒業率＝the ratio of graduation on senior secondary education, ﾃﾞﾝﾏｰｸ＝Denmark, ﾎﾟｰﾗﾝﾄﾞ＝Poland, ﾄﾞｲﾂ＝Germany,ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ＝Finland,ｽｲｽ＝Switzerland,ﾁｪｺ共和国＝ Czech Republic ,ﾌﾗﾝｽ＝France,ﾊﾝｶﾞﾘｰ＝Hungary, ﾍﾞﾙｷﾞｰ＝ Belgium ,ｲﾀﾘｱ＝Italy, ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ＝Ireland,ｽﾛﾊﾞｷｱ共和国＝ Slovakia Republic, ｱﾒﾘｶ合衆国＝USA,ｽｳｪｰﾃﾞﾝ＝Sweden,ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ＝Iceland, Japan's figure on this case was 93% . It was higher than average figures of OECD countries(82%). (OECD indicator 2003)

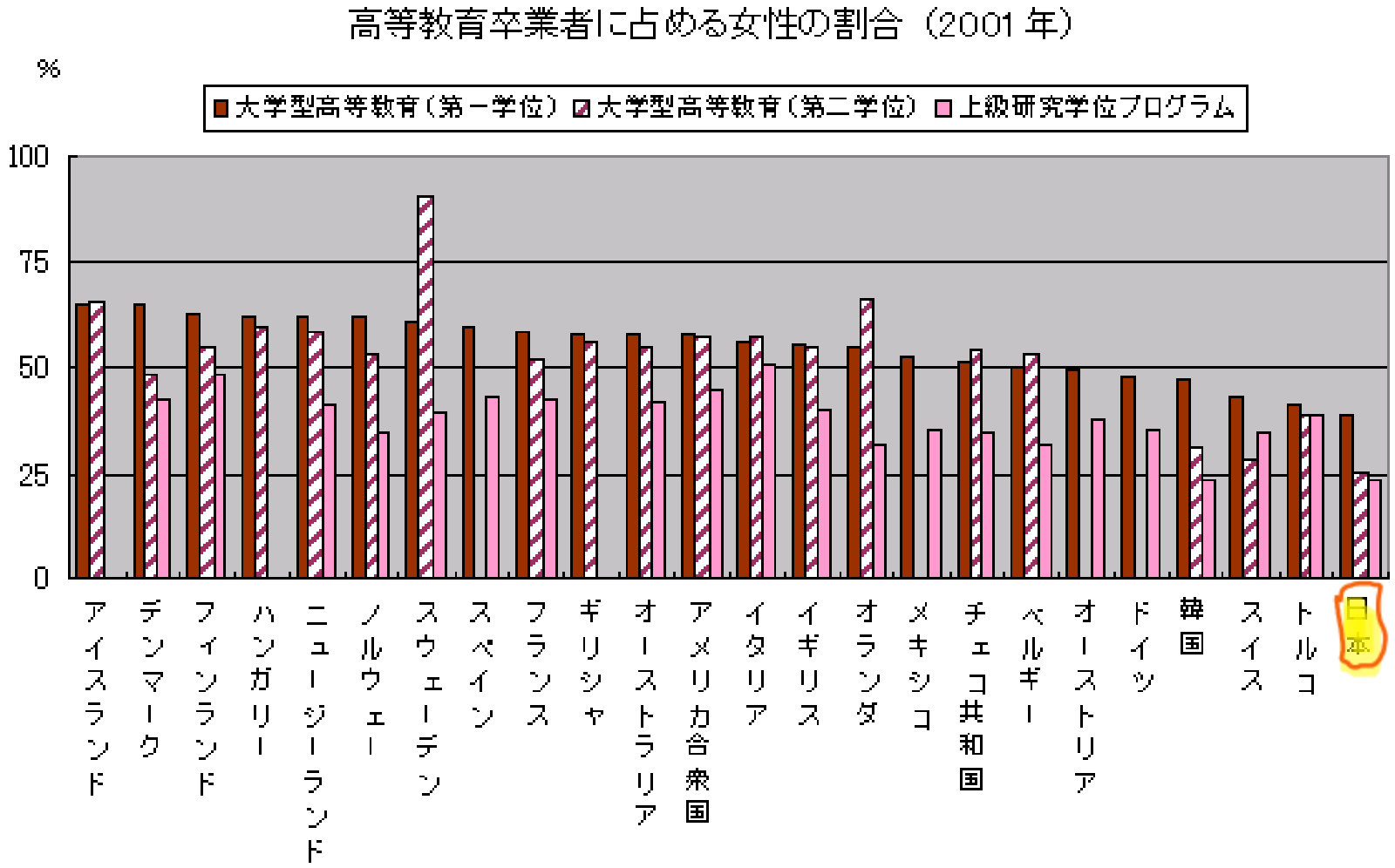

高等教育卒業者に占める女性の割合＝The ratio of female graduator on higher education . Japan was most lowest level among OECD countries. It was 39% in undergraduate , 25% in Master course, 23% in Doctoral course than OECD average figures 55 % ,51% ,38% as each same courses.

一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合、教育段階別（2019 年）

Primary to tertiary education (including R&D), in per cent

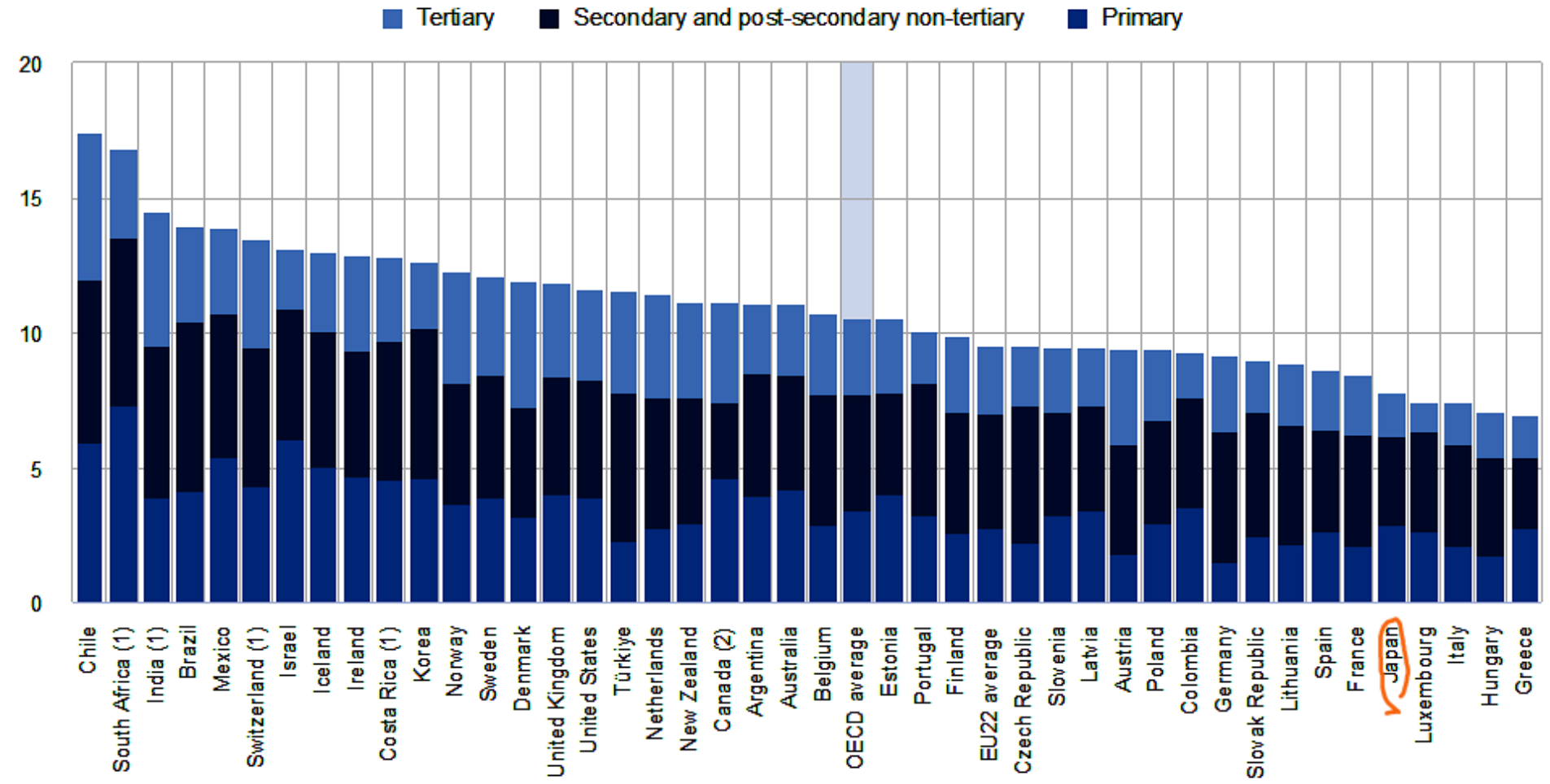

高等教育に対する公財政支出（対GDP比）はきわめて低水準

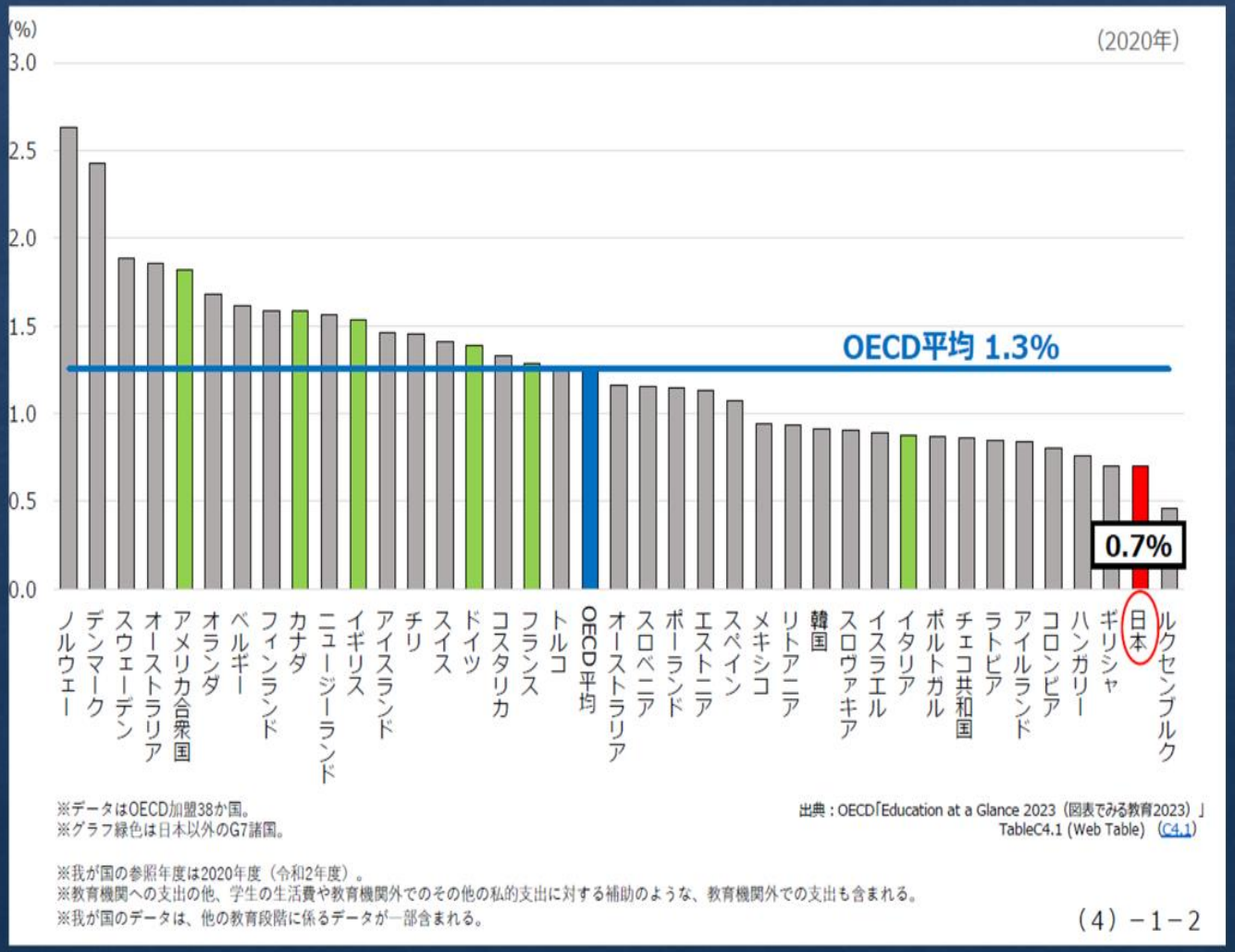

※データはOECD加盟38か国。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

出典：OECD「Education at a Glance 2023（図表でみる教育2023）」
TableC4.1 (Web Table)（C4.1）

※我が国の参照年度は2020年度（令和2年度）。
※教育機関への支出の他、学生の生活費や教育機関外でのその他の私的支出に対する補助のような、教育機関外での支出も含まれる。
※我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

（4）－1－2

https://www.mext.go.jp/content/20250128-mxt_koutou02-000039884_14.pdf

公的財政支出の最低水準

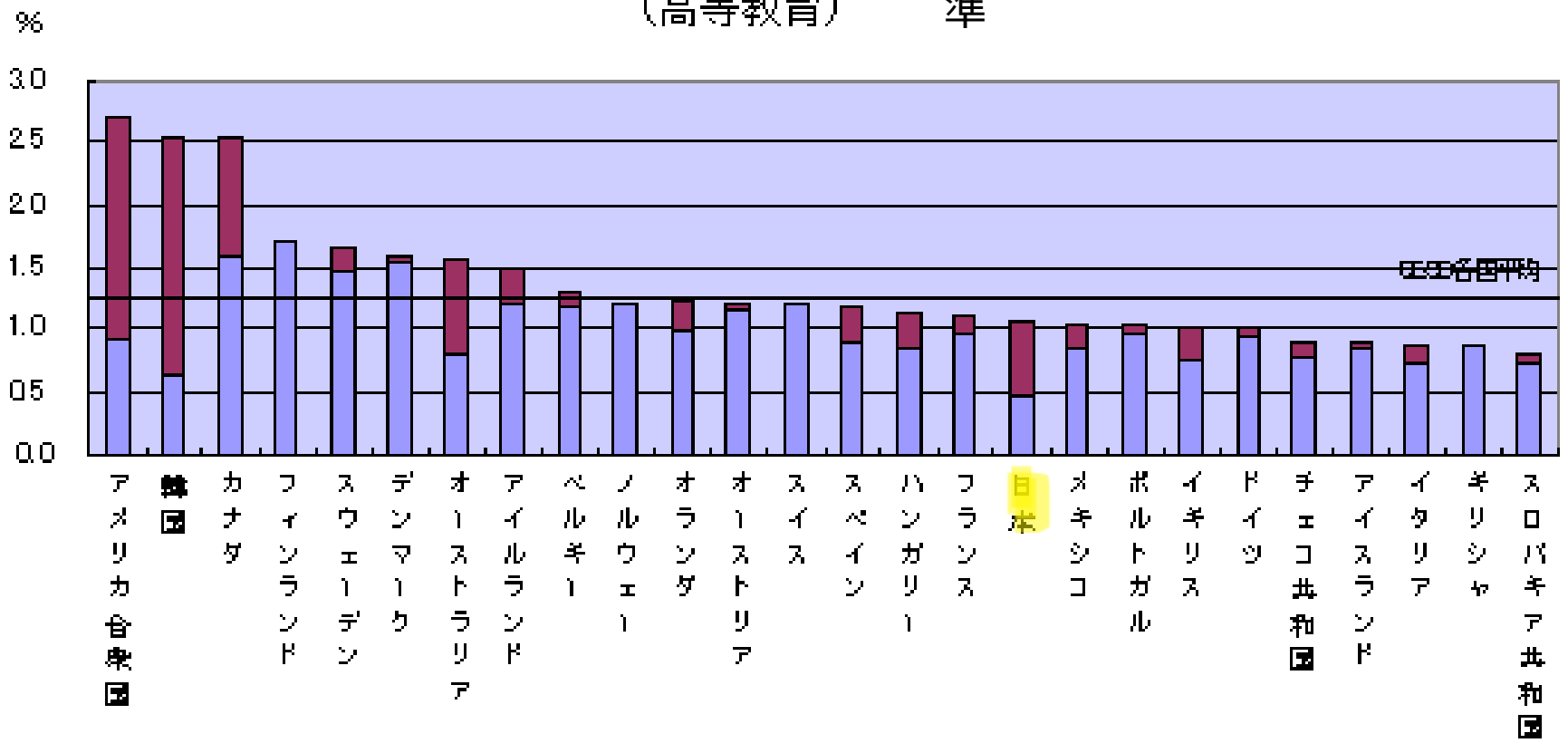

Above chart shows the ratio of public education expenditure on higher education in GDP in each OECD countries in 2000. Japan was most lowest level (0.5%) in this case. OECD countries average figure was 1.1%.

国立大学法人への運営費交付金の推移

https://www.mext.go.jp/content/20250128-mxt_koutou02-000039884_14.pdf

私大への補助金額の停滞

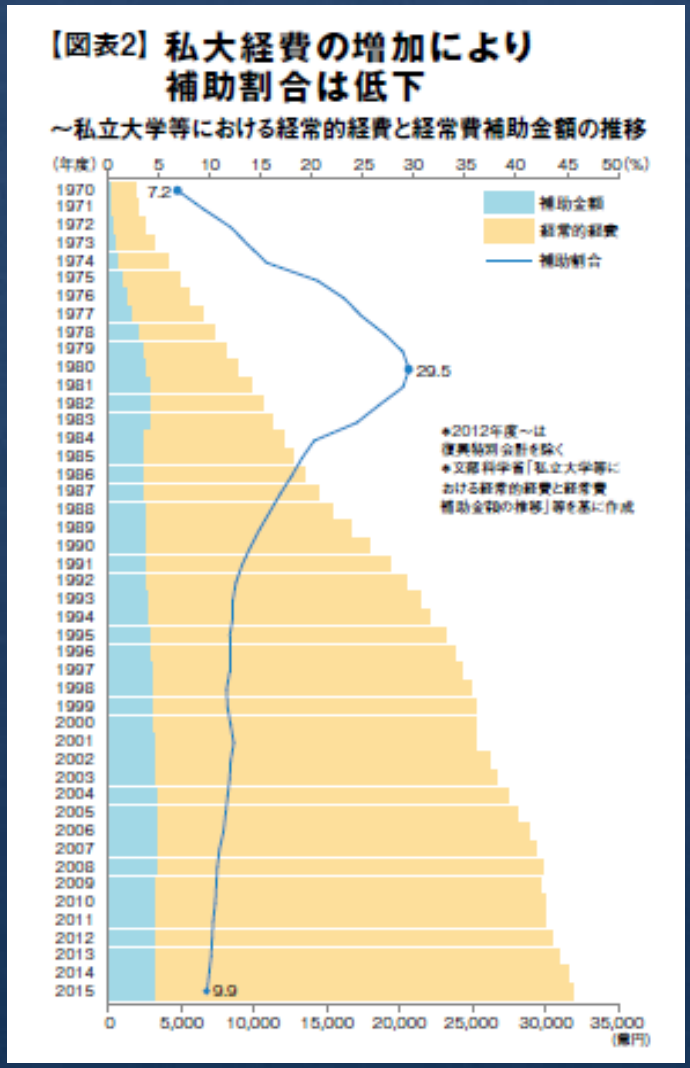

Between　2018年7-8月号、p11

高等教育機関への支出に占める私費負担の大きさ

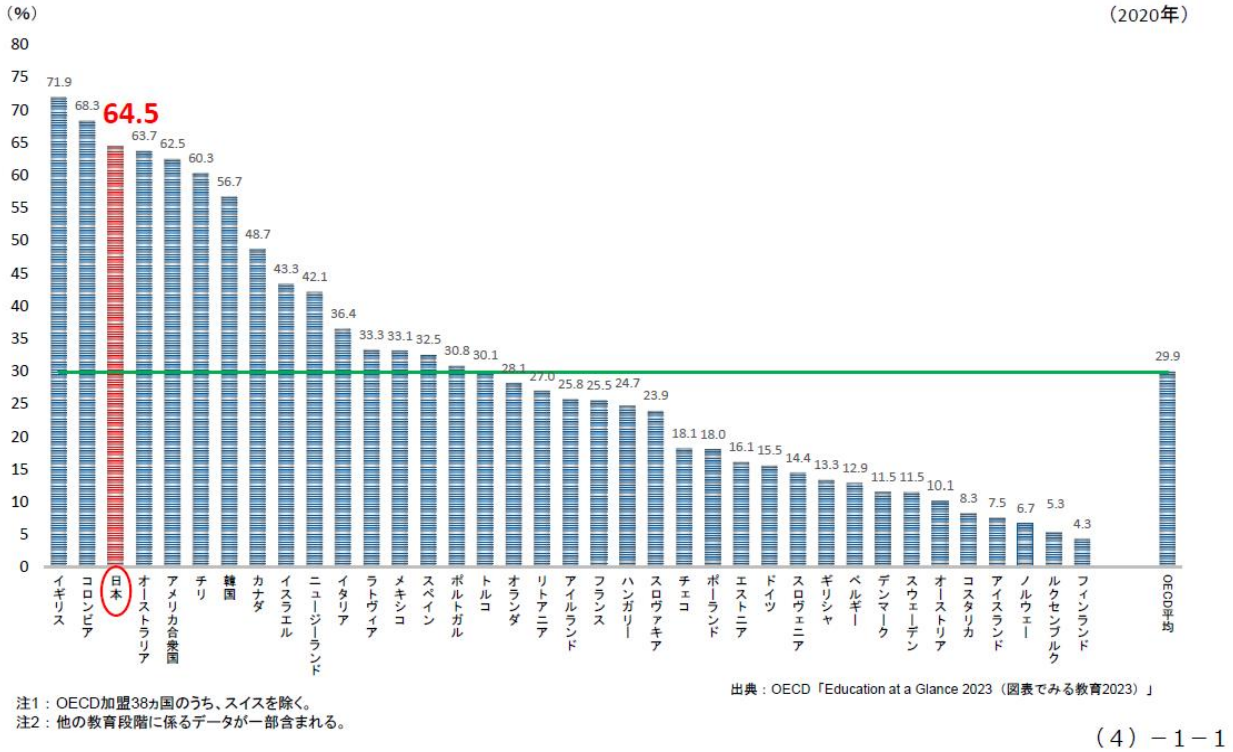

出典：OECD「Education at a Glance 2023（図表でみる教育2023）」

注1：OECD加盟38カ国のうち、スイスを除く。
注2：他の教育段階に係るデータが一部含まれる。

（4）－1－1

https://www.mext.go.jp/content/20250128-mxt_koutou02-000039884_14.pdf

「大学フォーラム」での本田由紀氏の資料を借用

2　無償化の肝：＜教育の機会均等＞とは？

憲法26条、国民の教育を受ける権利All people shall have the right to receive an equal education correspondent to their ability, as provided by law.

All people shall be obligated to have all boys and girls under their protection receive ordinary education as provided for by law. such compulsory education shall be free.

世界人権宣言26条；すべての人の教育を受ける権利 right to education

教育の機会均等

国連人権規約13条「高等教育の漸進的無償化」

→2012年9月11日、日本は遅れて批准した。何故か？

これらの実質化に不可欠な原理としての

「教育の機会均等」 Equal Opportunity in Education

の法的概念：人権としての「教育の機会均等」

戦前：教育は臣民の義務であり「聖代の恩沢」＝「恩賜」

就学免除の理由：「障害」「保護者貧窮」（1941年に優秀な戦力確保のために外す）

戦後：憲法14条：差別禁止規定

47年教基法3条：「社会的身分」に加え「経済的地位」明記

幸福追求権（第１３条）

・全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

参考

（姉崎洋一「「高等教育の無償化」施策の動向と課題」（「住民と自治」２０１９年１０月号）

姉崎洋一「近年の大学政策・大学教育の動向と課題」（『障害者問題研究』第４３巻２号、通巻１６２号、２０１５．８）

国際人権規約への我が国の対応

渡部昭男（雑誌『経済』、2022年10月号）「漸進的無償化公約の10年」

1，国際人権規約の留保付き締結（第一期、1978−79）

1979年87国会で審議、3つの留保、1つの解釈宣言

1）「人権の尊重の強い意思」2）「留保事項は漸次これを解除」すべき。3）私立学校の占める割合が大きいことから「漸進的にせよ、それをやるだけのまだ確信がもてない」から「留保」。①機会確保のために私学助成、育英奨学、授業料の減免措置の充実、②中等教育は須部野もが受けられるよう、（1979．5，22内藤誉三郎文部大臣）

2，高校無償化と留保撤回（第二期、1979−2012）

民主党政権期（2009．8．30．−2012．11．16）鳩山由紀夫、菅、野田首相、2012年180国会玄葉外相「留保については撤回の方向」で検討

3，高等教育の漸進的無償化（第三期、2012−）

2013年第183国会自民党選挙公約で高校無償化、高等教育については、大学等就学支援法（2019成立、20年施行）でお茶を濁す。

国連人権規約13条と日本

国際人権Ａ規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約。

日本は、このＡ規約のうち、高等教育の無償化導入を定めた一三条二項ｂ、およびｃの批准を二十五年以上にわたり留保しています。

留保していたのはＡ規約批准国百五十一カ国のなかでは**日本のほかルワンダとマダガスカルだけだった**。

→２０１２年９月１１日に撤回した。

２００６年６月３０日を期限に留保の撤回を求められていたにもかかわらず、日本政府は「財政難」を口実に批准を拒み続けていたが、（国内向けには、納税者の平等性を理由に私費負担を理屈づける）民主党政権時に、中等教育の無償を実現した。

２０１９年、幼児教育と高等教育の「無償」を完全にではなく、漸進的に行うとした。

47年教基法3条機会均等と教育法制

義務教育費国庫負担法　１９５２

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法　１９５３

へき地教育振興法　１９５４

日本育英会法　１９８４　（独立行政法人日本学生支援機構法　２００３）

教育の機会均等概念

→自由権：均等解放

→社会権：均等保障

義務教育、男女共学、学校教育、教育行政への影響

「能力」と「機会均等」（障害児研究からの問題提起）

憲法26条、教基法3条(4条）

「すべてのひとにひとしく」＋「その能力に応じて」

１）旧来の憲法学説：宮沢俊義　注解日本国憲法など

→能力」以外によっては差別されないが、能力によって差別されるのは、問題ない。いたしかたない。→能力程度主義；能力のある者には手厚く、能力のない者にはほどほどに；

２）障害者への就学免除の根拠とされた考え

入試における選抜：能力不適格者の振り落とし（不適格主義）

３）→上記への批判「その発達に必要かつ適切な」「発達の必要に応じて」「能力を発達させ得る教育を受ける権利」→人間平等、幸福追求原理

（清水寛、兼子仁）　1979年　養護学校の義務化

1947年教育基本法3条

Citizens shall all be given equal opportunities to receive education according to their abilities, and shall not be subject to discrimination in education on account of race, creed, sex, social status, economic position, or family origin

(2) The national and local governments shall provide support in education to persons with disabilities, to ensure that they are given adequate education in accordance with their condition.

４７年教育基本法３条（教育の機会均等）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

２　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

２００６年改正教育基本法４条（教育の機会均等）

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会をあたえられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

２　国及び地方公共団体は、障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

３国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

後期中等教育の進学原理

教育制度の接続関係；上構、下構

戦後改革：中等教育の二分化

　前期中等教育：中学校　　義務教育

　後期中等教育：高等学校　義務化は見送られるが多くの者に後期中等教育の機会をとの機運

希望者進学制度：学教法施行規則旧59条「高等学校の入学者は校長がこれを許可する。入学志願者が、入学定員を超過した場合には、入学者の選抜を行うことができる」（→1963年に改正「高等学校の入学は・・・入学者の選抜に基づいて，校長がこれを許可する」）

ｃｆ、戦後初期の高知県、盲聾学校の高等部

現状：９７％の高校進学率：2009政権交代：2010年高等学校授業料無償化

不適格者排除の修正、変革

不適格者排除通達「心身に異常があり修学に堪えないと認められる者その他高等学校の教育課程を履修できる見込みのない者を入学させることは適当ではない」（文初中第411号、1966年）

1984年通知（文初高第283号通知）で上記を削除

1999年　中教審：定員割れした場合全員合格の方針

障害児：後期中等教育について希望者全入、2000年から訪問教育の開始

→では、高等教育の場合はどうか？

厳然たる「適格者主義」と、Ｆランク大学などの実質希望者入学との共存、格差構造による進学格差の問題

障害者差別解消法：大学；「配慮」、（２０１６年国公立大学義務化）

経済格差と奨学の方法

「これまでのような英才教育的意味の強い「育英」ではなく、広く「奨学」の方法を講じなければならない」（『教育法令研究会『教育基本法の解説』1947年79－80頁）

奨学の方法

給付型（返還義務がない）

貸与型（無利子、返還義務があるものとないものの混合）

有利子ローン（返還義務）

額の決定（１，授業料相当額、２，授業料＋生活費、3，その他）、自宅通学、自宅外、国立か私学か、

小林雅之編「教育機会均等への挑戦」（授業料と奨学金の８カ国比較）東信堂2015)

15頁を元に姉崎作図。

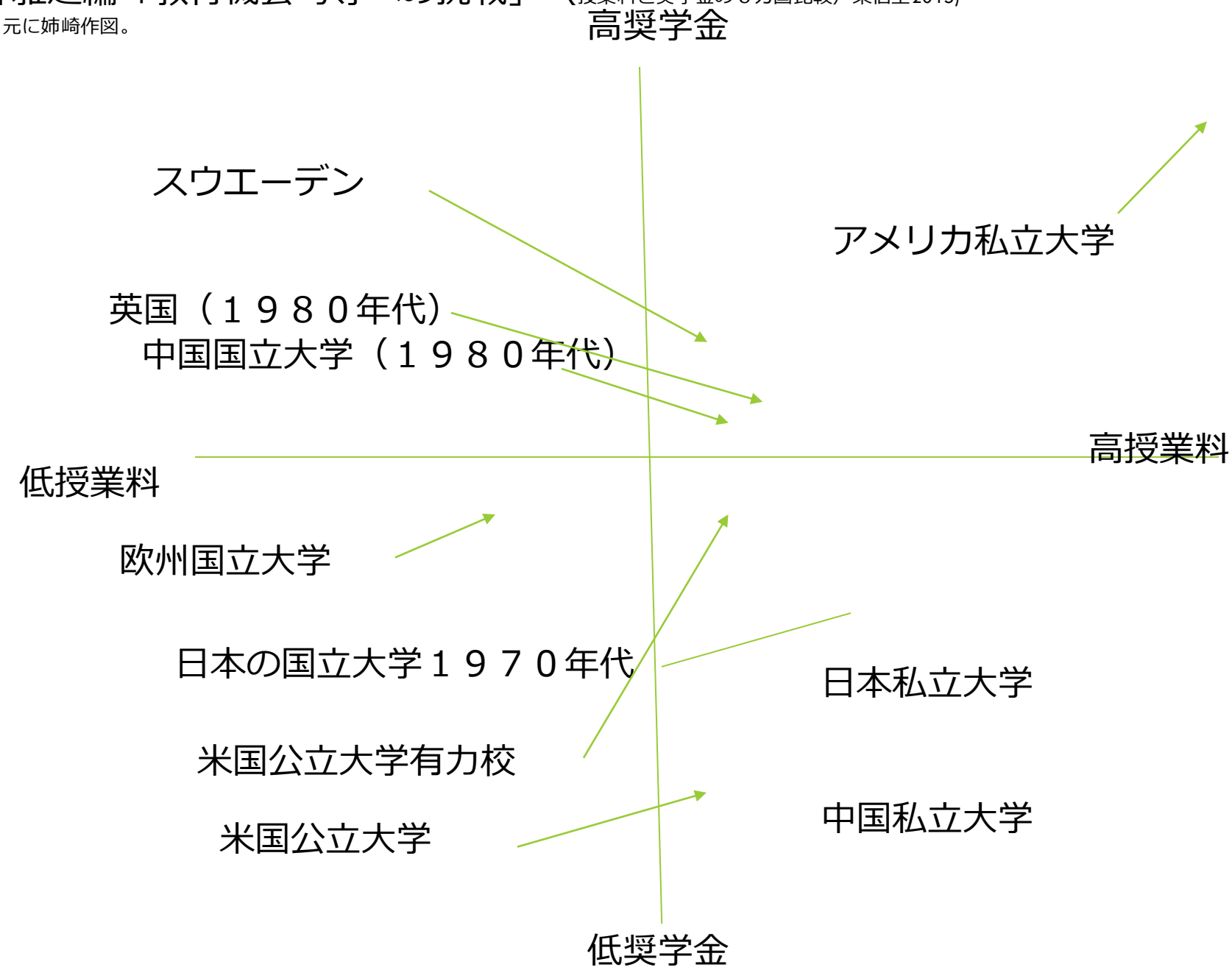

消費者物価指数を上回る私大授業料値上げ

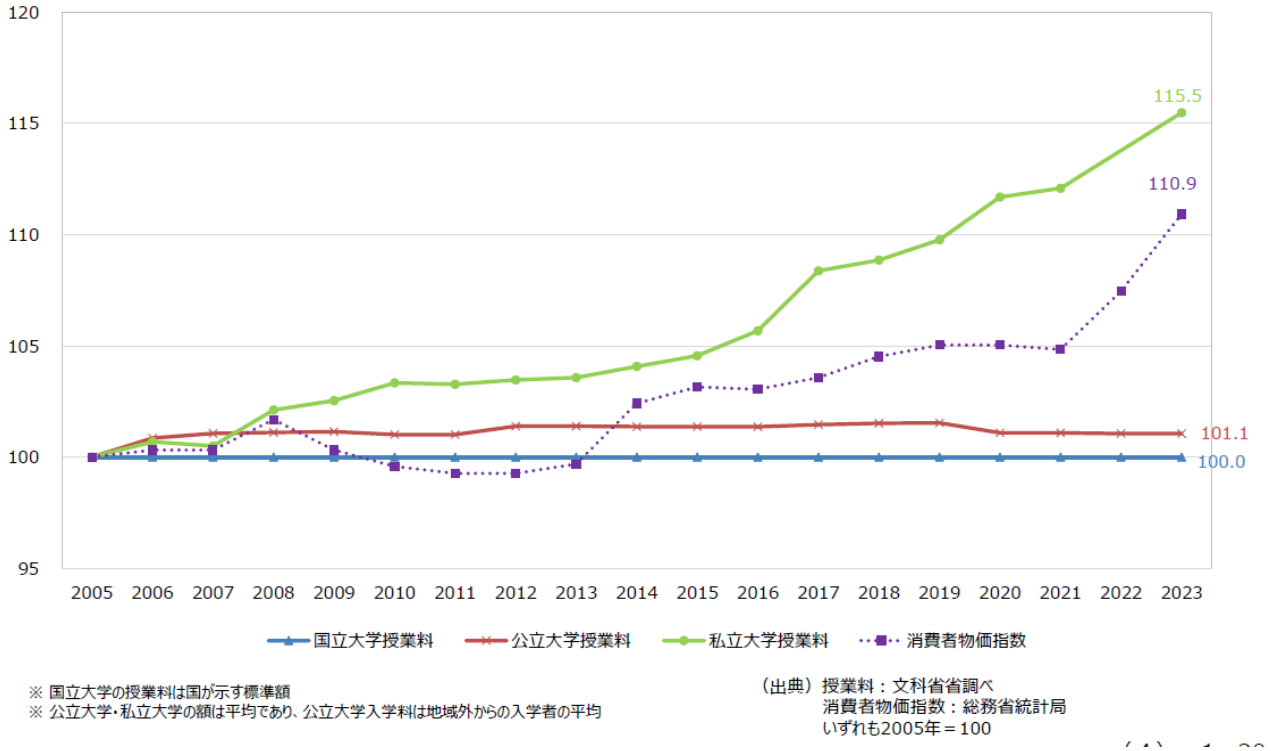

https://www.mext.go.jp/content/20250128-mxt_koutou02-000039884_14.pdf

財務省は人口減少に合わせた高等教育の縮小、支出の「選択と集中」一辺倒の発想

○　人口減少が進む中で、私立大学の約６割が定員割れしており、**安定的・持続的な教育の質の確保に支障が生じるおそれ**。このため、設置認可の厳格化等の制度的対応を図るとともに、私学助成について学生数の実態に応じて助成額が増減するよう改め、**大学の規模の適正化を早急に進める必要**。さらに、**私学助成**については、**①教育の質、②学生への付加価値、③社会で求められる人材育成（教育分野・地域性）に着目したメリハリ付けの強化を推進していくことも必要**。

○　**修学支援**については、大学の教育の質に応じ、支援対象の絞り込み・支援額の差の設定を行うなど、**一定の教育の質が確保されている大学に対して国費が投入されるよう、その在り方を見直すことで、教育の質の向上につなげる制度とすべき**。

○　**私立大学の公立化が定員割れ大学を安易に公費で救済する結果**となっている可能性があるほか、**教員数は増加**し続ける一方で入試業務等の効率化が図られておらず、**人口減少社会においては、大学の統廃合や体制のスリム化、業務効率化等の改革に更に取り組むべき**。

財政制度等審議会（2025年４月15日）資料、11ページ
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20250415/01.pdf ＊＊本田由紀の「大学フォーラム」 での資料

修学支援制度の問題点

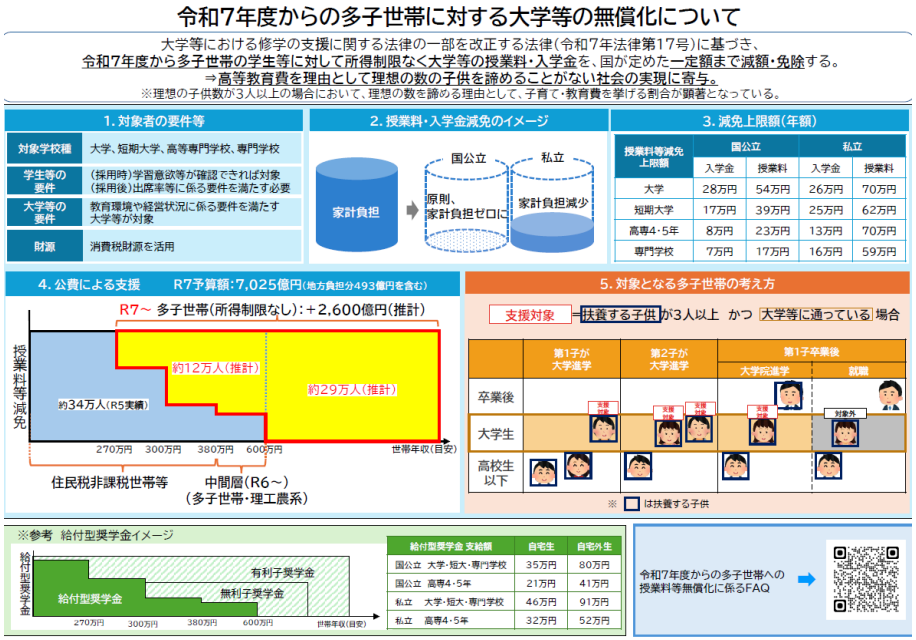

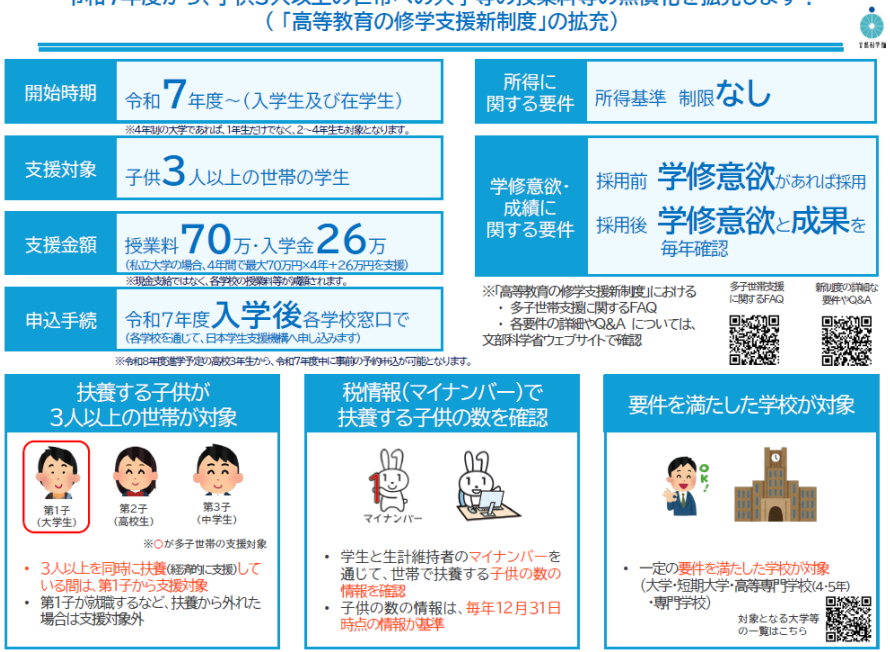

◆恣意的な機関選定、受給対象者選定

◆入学後の厳格な要件

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

Cf,中嶋哲彦「就学支援法と教育の機会均等」2019.6.16第２回大学フォーラム

学生支援の多様な方法

１）寄宿舎(寮）の整備

→諸外国に比して日本は貧弱（欧米、中国、韓国の整備）

２）大学の厚生、福利、アルバイト斡旋（不十分）

食堂、購買、クラブ･部活動支援、合宿・学外宿泊施設、

アルバイト斡旋、スクールバス、

関西地域；朝食100円制度（大学から支援）

３）留学生支援、留学支援

４）学内での授業料免除、奨学金制度、

５）ＴＡ、ＲＡ、補助勤務員、（ｃｆ、大学院：韓国の学内研究者扱い、授業料免除、少額ながら給与）

無償と機会均等

憲法26条2項「・・・義務教育は、これを無償とする」

憲法学における3つの無償説

①授業料無償説：教基法の最低基準

②修学費無償説：修学に必要なすべての経費を無償にする

③無償範囲法定説：最低基準プラス分を法律で定める

後期中等教育、高等教育については、政策的なレベルで動いている。自治体立（公立大）は、都立大、大阪公立大（年収590万以下）でそれぞれ当該地域出身学生に学費の無償・軽減を宣言、実施しはじめている。

高等教育の機会均等

適格者原理：支配的な言説、思想

経済的地位による差別禁止

１）　無償化：高等教育を受けることの社会的還元性

教育的人権としての高等教育

→最低ラインの授業料不徴収（免除）

欧州の歴史的趨勢、国連人権規約13条、ユネスコ高等教育宣言1997年

２）　授業料徴収　(日本政府見解)

納税者とのバランス、財源確保、私学とのバランス

家計負担：アメリカ3割、日本6割、欧州1割、ｽｳｪｰﾃﾞﾝ０

解決すべき高学費問題

<u>授業料高負担問題</u>

家計負担能力の限界（進学抑制の強い要因）

運営交付金削減の根拠（私益、応分の負担論）

奨学金のローンビジネス化

解決に向けて

1)本田由紀

・高等教育に対する公財政支出額をOECD平均並みに増額

・留学生やリカレント教育をも拡充することによる大学・学術の規模の維持

・「選択と集中」ではなく多様で自由な学術研究を推進

・給付型奨学金の拡大と貸与型に関する「免除職」の復活　　など

・背後にある財務省およびCISTIの問題、さらには政権党と財界の癒着の解明

・PIAAC等で明らかな、日本の高スキルを活かせていない雇用慣行の変革

２）日本共産党

1、学費を直ちに半額とする。入学金を廃止する。

これで救われる高校生や留学生が、目に浮かびます。親の経済力の差によって進学が左右されるのは、機会均等思想に反しています。

2、給付奨学金中心の奨学金に現在の制度(貸与=ローン)を改革するのは、ローンの返済に四苦八苦している人たちの共通の要求でした。自宅通学者4万円、自宅外に8万円を75万人にと言うのは、抑えた提言ですが、これで救われる学生は随分います。アルバイトに追われて勉学できなかった学生には、朗報です。提言では新たな入学生を想定しているように見えますが、在学生に遡って給付できないでしょうか？

3、貸与奨学金の返済を半額にするというのもとりあえずとはいえ、つつましい提言です。ローン地獄に苦しんでいる人たちに朗報です。

4、財源はあるのか？と反対する人たちはよく言いますが、これをする根拠を明確にしているのも特徴です。

当面5兆円というのも軍事費5年で43兆円という軍拡予算を止めればすぐにも実現します。そうでなくても適切な措置は幾らも可能です。

諸外国の取り組み

公的補助拡大

・ニュージーランド；公的補助増額、初年度は無償

ノルウエー；国による教育ローン資金増額、受給期間延長。

・英国；卒業者の所得に基づき授業料後払い（豪州も同じ）

・アメリカ；高等教育無償化措置（Promise program)

コミュニテイカレッジの無償化

州ごとの授業料を無償とする奨学金給付（15州）、拡張的奨学金給付5つの州

サンダース上院議員；無償化法案（College for aii act)

バイデン大統領：授業料無償化提案（共和党が反対）

北欧：フィンランド、スウエーデン。デンマーク等は教育の無償化を堅持

ドイツ各州で異なるが基本的に無償か低額である。

・フランス憲法で高等教育無償（2019年憲法院判決、2020年コンセイユデタ判決）

韓国の進展

ソウル市立大学の授業料半額化

入学金（登録金廃止）

国の財政支出増額

若者の取り組み

1）2018年：東京で「高等教育無償化プロジェクト」（FREE)

2019年、京都でも設立

全国的にアンケートの取り組み

切実な学生の声が浮かび上がった。

学費；国立大学59万2000円、公立大学60万5000円、私立大学131万7000円

＊日本の学士課程の平均授業料、国公立5177ドル、私立7338ドル

OECDは、授業料が3千ドル以上は「高授業料」としている。

コロナ禍で、学生への食料支援が広がった。生きにくさの聞き取りや相談が増加してきた。

2、2025年 東大、電機大学、埼玉大学、の学費値上げに学生が反対

九大、山口大、広大でも学費値上げに反対運動

参考文献

姉崎洋一『高等継続教育の現代的展開ー日本とイギリス』北大出版会、2008年

姉崎洋一『持続可能な包摂型社会への生涯学習』大月書店、2011年

細井克彦他編『新自由主義大学改革』東信堂、2014年

“Changing Face of Innovation : Is it Shifting to Asia? “ Seeram Ramakrishna, World Scientific Publishers,2011,

田中昌人『日本の高学費をどうするか』新日本出版社、2005年

渡部昭男（雑誌『経済』、2022年10月号）「漸進的無償化公約の10年」

姉崎洋一「「高等教育の無償化」施策の動向と課題」（「住民と自治」２０１９年１０月号）

姉崎洋一「近年の大学政策・大学教育の動向と課題」（『障害者問題研究』第４３巻２号、通巻１６２号、２０１５．８）

小林雅之編「教育機会均等への挑戦」（授業料と奨学金の８カ国比較）東信堂2015)

「「奨学金」制度改善への政策提言」奨学金問題対策全国会議、2019年5月

世取山洋介・福祉国家構想研究会編『公教育の無償性を実現する』大月書店、2012年

中嶋哲彦「就学支援法と教育の機会均等」2019.6.16第２回大学フォーラム

岩崎詩都香「高学費に苦しむ学生とFreeがめざすもの」同上、第二回大学フォーラム、2019.6.16

日本教育政策学会年報『「無償化」と教育費政策の現段階』学事出版、2024年

「学ぶことは基本的人権だー教育費無償化の展望」クレスコ、2025年11月号

「学費値上げでどうなる教育格差」中央公論、2024年10月号

三輪定宣著作集第一巻「教育費・教育財政」本の泉社、2022年

「大学は誰のものか」現代思想、2022年10月号